

広報

あしや

Garden City Ashiya

No. 946 (2006年)

平成18年

8月15日号

毎月1日・15日発行

発行/
芦屋市役所(広報課)
TEL.0797 31 2121 FAX.0797 38 2152
〒659 8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.hyogo.jp



第12回ドラゴンボートレース ~息を合わせて健闘~

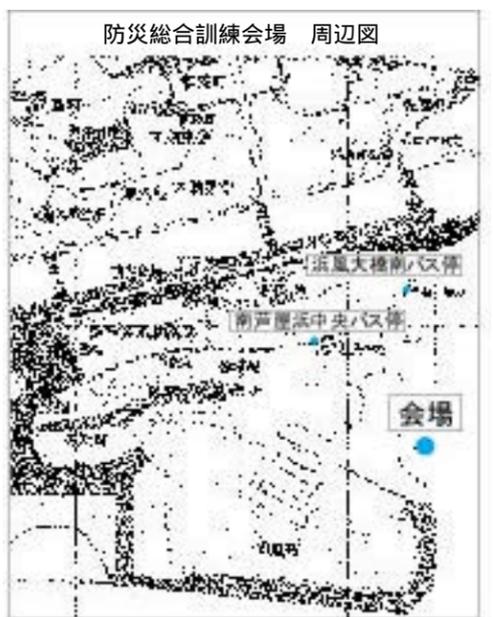
7月23日(日)芦屋キャナルパークで、恒例のドラゴンボートレースが開催されました。芦屋市内のグループでは、小学生部門の1位から3位まで、男子部門では「魁」と芦屋ナイツが、男女混合部門ではKen&愉快的仲間たち(写真)が、それぞれ入賞・健闘しました。

防災総合訓練を実施します

問い合わせ 防災対策課 ☎38-2093

今回の訓練は、予想される南海地震に備えるとともに、大雨、大規模事故等を想定し、行政・防災関係機関・市民が協力して実施する防災総合訓練です。

市内の自主防災会や各中学校の生徒の皆さんが、初期消火訓練、救急救助救出訓練、水防訓練等に参加します。また日赤奉仕団等による炊き出し訓練もありますので、ぜひ見学に



平成17年度の訓練風景



お越しください。

会場へは、阪急バス浜風大橋南バス停または、南芦屋浜中央バス停で下車してください。

日時 九月二日(土)午前十時三十分～午後一時三十分(警報発令時は中止)

会場 海洋町(南芦屋浜東端)

のじぎく兵庫国体

問い合わせ 国体推進室 ☎38-2056/FAX22-0572
(〒659-0065 公光町5-23)

会場を飾る「花の里親」募集

市では、国体開催中に会場周辺を飾る花を育成していただける「花の里親」を募集しています。

9月初旬に植え付けた草花(ペチュニア、ポチュラカ、マリーゴールド、ジニア・リネアリス、ペゴニア)を、約1カ月間ご自宅でお預かりいただき、育てていただいた花を10月2日から会場周辺に飾ります。植え付けは市で行いますが、市民の皆さんには、ご家庭での水やりと、会場までのプランターの運搬にご協力いただけます。

大会終了後には、ご希望があれば、育てていただいた花を無償で差し上げます。

のじぎく兵庫国体に訪れる選手や関係者を歓迎するため、一緒に会場周辺を花で飾りましょう。

プランター 1家庭5基以内(総数100基)・先着順
応募方法 8月25日(金)までに国体推進室へ
詳しくは、市ホームページ、または市役所ほか市施設に配置している要領をご覧ください。

「はばタンダンス講習会」開催中

市では国体のカヌー競技表彰式で、市民の皆さんと国体選手や役員と一緒に踊る「はばタンダンスフェスタ」を企画しています。あなたも「はばタンダンサー」になって、表彰式と一緒に踊りませんか？



現在、「はばタンダンス講習会」を開催中です。講習会には自由にご参加ください。また、グループへも指導者を派遣します。

【講習会日程(雨天中止)】

- 9月7日(木)午後2時～3時 浜風幼稚園
- 9月9日(土)午前10時～11時 伊勢幼稚園
- 9月14日(木)午後2時～3時 岩園幼稚園
- 9月17日(日)午後1時30分～3時 JR芦屋駅北側広場

市営住宅入居希望者の登録受付

問い合わせ 住宅課 ☎38-2026

市営住宅に入居を希望されるかたの登録を受け付けます。受け付け後、資格審査を行った上で有資格者を登録し、住宅困窮度の高いかたから順にあつせんします。

受付 八月十六日～九月十五日

消印有効に住宅課へ、土・日曜日を除く、申込案内書、住宅課・市役所玄関受付・ラポルテ市民サービスコーナーで配布。住宅困窮者登録資格(「一般世帯複数世帯」)次のすべてに該当するかた、申し込み本人が市内に一年以上平成十七年九月十五日以前から住民

平成18年 第3回 市議会定例会日程

平成18年第3回定例会は、9月5日(火)に招集され、9月25日(月)までの日程で開催する予定です。

本会議・各委員会の予定は次のとおりです。傍聴を希望されるかたは、日程が変更になることがありますので、お確かめの上、ご来場ください。

- 9月4日(月)【議会運営委員会】
- 9月5日(火)【本会議】
議案提案説明等
- 9月6日～8日【各常任委員会】
議案・請願等の審査
- 9月12日(火)【議会運営委員会】
- 9月13日・14日【本会議】
一般質問等
- 9月22日(金)【議会運営委員会】
- 9月25日(月)【本会議】
委員長報告、討論、表決等

問い合わせ
市議会事務局 ☎38-2001

「芦屋市ガイドマップ」18年度版を発行しました。8月15日から、市役所受付、ラポルテ市民サービスコーナーで、ご希望のかたお1人につき1部を無料配布いたします。

なお、複数部数必要なかたにつきましては、広報課(☎38-2006)へご相談ください。

登録しかつ居住しているかた。または二年以上市内に勤務しているかた。申し込み世帯全員の収入の合計が、収入基準に合致するかた。現に同居し、または同居しようとする親族のあるかた。現在、住宅に困っているかた。持家のかたは申し込み不可)保証人のあるかた(二人必要)市税を滞納していないかた。小学校就学前の子どもがいる世帯は、入居収入月額が二十万円から二十六万円(千円)まで緩和されます。「一般世帯(単身世帯)」(右記)を除く、すべてに該当し、次のいずれかに該当するかた、九月十五日現在で、満六十歳以上のかた、または昭和三十一年四月一日以前に生まれたかた。身体障害者手帳(一～四級)・精神障害者手帳(一～三級)・療育手帳AからBのかた、DV(配偶者からの暴力)被害者・戦傷病者・原爆被爆者・生活保護受給者、五年を経過していない海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等のかた【被災世帯】(阪神・淡路大震災時に市内の住宅が倒壊・焼失等で居住できなくなり、市長の発行する全壊(焼)または半壊(焼)のり災証明書および「家屋の解体を証明できる書類」を提出できるかた現在、市外在住者も対象)でかつ一般世帯の申し込み資格を除くすべてに該当するかた。